

## 『平成 26 年度朝鮮学園補助金支出についての問題点』

### ◎補助金についての簡単な説明

- 1、平成 26 年度における私立外国人学校への補助金(福岡県私立外国人学校教育振興費補助金)は、対象と成る福岡朝鮮学園と福岡インターナショナルスクールの 2 校への補助金の執行が予定されていましたが、平成 26 年度については福岡インターナショナルは平成 24・25 年度と同様に補助金の申請をしていないため、この私立外国人学校への補助金は実質的には朝鮮学園の為の補助金と成っています。  
26 年度の朝鮮学園への補助金は 200 万円が計上されており、その内の 1,496,000 円が補助金として執行されています。
- 2、補助金の額は、補助対象事業費精算額の 2 分の 1 と補助金交付決定額のいずれか低い方の額となる。
- 3、補助金は、福岡県補助金等交付規則第 4 条及び福岡県外国人学校教育振興事業費補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき交付されています。
- 4、県による朝鮮学園への補助金は過去、平成 17 年度から平成 21 年度まで朝鮮学園によって北九州市の補助金と二重取り(5 年間で 645 万円)をされていた事が発覚し、加算金も加えて 822 万円を返納させられている。

ただし、この時の監査によれば、「この重複受領は、学校法人の事務処理上の誤りによるものであり、その申請手段は詐欺的なものとまでは言えない」という二重取りの期間や金額を考えても不自然な形で決着し、その後も補助金の金額は減らされたものの、そのまま続けられています。

#### 【朝鮮学校補助金 年度別一覧】

年 度	補助金	差引き受領額	返還請求額	加算金	返還合計
平成 17 年度	800 万円(7,980,148 円)		13,000 円	6,852 円	19,852 円
平成 18 年度	800 万円(5,729,057 円)		1,604,000 円	666,943 円	2,270,943 円
平成 19 年度	800 万円(4,565,252 円)		2,633,000 円	801,748 円	3,434,748 円
平成 20 年度	800 万円(6,825,021 円)		983,000 円	191,979 円	1,174,979 円
平成 21 年度	800 万円(6,679,312 円)		1,217,000 円	103,688 円	1,320,688 円
合 計	4,000 万円(31,778,790 円)		6,450,000 円	1,771,210 円	8,221,210 円

差引き受領額とは、朝鮮学園が計画及び請求した補助金額から「補助金の対象外」になった金額を差引いた「実際に受領した補助金額」です。

- 平成 22 年度 191 万 7 千円(差引き受領額は現在の時点では不明です)  
平成 23 年度 187 万円(差引き受領額は現在の時点では不明です)  
平成 24 年度 181 万円(121 万 1 千円)  
平成 25 年度 182 万 5 千円(128 万 7 千円)  
平成 26 年度 96 万円(情報開示請求中：11 月に提出される模様)  
平成 27 年度 119 万 7 千円(情報開示請求中：11 月に提出される模様)  
平成 28 年度 127 万 5 千円(104 万 4 千円)  
平成 29 年度 本年度分？

- 5、尚、北九州市は県とは別に 300 万円の補助金を福岡朝鮮学園へ支出しています。この補助金は、再度二重取りをされないようにと、県(用品費等)とは別の設備費等に支出されているようです。また、福岡市から朝鮮学園に支出されていた補助金は、平成 24 年に市民団体(在特会)による指摘によって、一部の補助金(約 60 万円)が不正に支出されていた事が暴露され、その後、現在は福岡市からの朝鮮学園に対する補助金は停止されています。

(1) 【旅費の問題点】

旅費(交通費)については、平成 24・25 年度と同様に朝鮮学園という外部団体に対して県の職員と同等の支出基準が適用されており「領収書無し」でも交通費が支出されています。

一般社会的には、これは異常な事態であるはずですが、県の担当課および担当者は、まるで「領収書無し」の支出が当然のような回答をなされました。しかし、早乙女会が県の会計課へ確認の電話を掛けた際に対応された方によると、「取れる領収書は、取るべき」と回答されております。

ただし県としては現在、職員が使用した「一定の金額内の交通費」を計算書等による確認によって領収書が無くても支出できるようにしているようです。

これは、県の職員の職務上の移動や出張などは、すべて上司の管理・許可を受けているので、その記録は県に残されており、それを辿れば適正な支出であったと証明ができるからだと思われます。これについては、我々早乙女会も理解できないわけではありません。しかし問題は、県とは何のつながりもない外部団体に同様の基準を提供している事です。

外部団体に対しては、県が直接その職務内容を管理しているわけではなく、請求された旅費が本当に適正に請求・支出された物かは県自体では証明できないと考えられますが、何故か県庁と同じ支出基準が適用されているようです。

これは恐らく、県の基準が時を経るうちに、それが常識であるとの認識を生み、その後それを業務的に何の関連性も無い外部団体にまで適用しても良いという勘違いから生まれたものだと思います。

この 26 年度の外国人学校補助金からも、**365,060 円**(県の補助金は 1/2 の **182,530 円**)の交通費が福岡朝鮮学園から申請され、その内の **129,220 円**が領収書が出ないバスの運賃で、それ以外の **235,840 円**が「領収書が取得できるのに取得されていない交通費」であり、その割合は交通費(旅費)全体の **64.6%**にも上ります。

また、24 年度から 26 年度の「領収書の無い交通費の申請」を合わせれば **1,703,460 円**と高額になり、その内の二分の一に当たる **85 万円**ほどが補助金として支出されている事となります。

そして、平成 24 年度～26 年度の「領収書が取得できるのに取得されていない交通費」は **1,193,980 円**で、その内訳は 24 年度 **419,420 円**、25 年度 **538,720 円**、26 年度 **235,840 円**と成ります。これは交通費全体の **約 71.6%**を占め、平成 24～26 年度の三年度に福岡朝鮮学園が県へ申請を行った交通費の内、**約 7 割**が「領収書を意図的に取らなかった交通費」で占められ、実際に支出されているという事です。

平成 26 年度の領収書が無い **235,840 円**の内どれだけの金額が、県の担当課や担当者によって適正な支出と証明できるのでしょうか？

また多くの場合、領収書が出ないとされているバス運賃(**129,220 円**)に対しても同様の証明が求められると思います。例えばバスと電車等を併用している場合には、電車の領収書が有れば直接的ではありませんが、使用した人数等の証明はできます。

そして、バスのみの場合には、練習試合の相手校から参加人数についての確認証の提出、もしくは相手校との合同の記念写真及び試合状況の写真等を提出させれば参加人数は証明できるとおもわれます。

いずれにしろ、交通費に税金を投入する場合には下記の①～③を証明できる、「領収書」もしくは「領収書に変わる第三者的な証明」が無ければ、それが適正な請求かつ支出であったという証明はできないと思われま

①、本当にその交通機関を利用したのか？ ②、本当に申告されている人数で使用したのか？

③、切符の払い戻し等がされていないか？

たとえ領収書が発行されないからといって、そのままが良いというのは私的な金銭の使用なら問題ないでしょうが、公金の場合にはそれは通用しないと思われま

す。どんなに小さな金額でも、それが幾度となく支出されれば、やがて大金と成ります。実際に平成 24 年度から 26 年度までの三年間に、領収書が無いままで交通費として支出された補助金は 85 万円を超えています。これは 85 万円という高額な金額が、適切な支出かどうか証明・確認されぬままに曖昧な形で支出されているという事です。

毎年度のように書きますが、交通費や燃料費は不正を生みやすい予算です。例えば、

- (1)、その交通機関を使わなくても、生徒をその保護者に送迎させれば申請した交通費はまるまる不正受給と成ります。また、送迎が一部の生徒であってもその分が不正受給と成ります。そして、交通費の全額を生徒自身に負担させても不正受給が行えます。また仮に生徒の数が少なければ、教師の乗用車で移動も可能です。
- (2)、仮に切符を買い、領収書が有っても、同じように生徒をその保護者に送迎させたり、自己負担させたりして、その切符を払い戻せば、領収書は手元に残ったまま、払い戻しの手数料を差し引いた交通費を不正受給する事が可能です。

このような不正が起りやすい交通費に関して、領収書の確認もせずに公金を支出する事は、正常な状態ではありません。しかし、県の職員にはその感覚自体が欠如しています。

この様な状態で、小川知事をはじめとする県庁は朝鮮学園に対する補助金支出について「予算執行後も調査し、確定させている。適正に執行することで(北朝鮮に流れないように)担保する」などと表明しているようですが、領収書自体が無くて、一体、どのようにして適正に執行されていると証明できるのでしょうか？是非、証明していただきたいと思います。

もし、今後も福岡朝鮮学園への補助金が続けられる場合にも、交通費への補助は対象外にしておいた方が県知事並びに職員の身を護る術に成ると思われます。

## (2)、【旅費以外の問題点】(九州中高級学校)

- ①、10周年記念行事の中には、領収書ではなく「納品書」が提出されて補助金が支出されているようですが、「納品書」とは、あくまで注文を受けた業者側が購入者等に注文の商品をお渡ししましたという証明書ではないのでしょうか？

たとえネットでの注文で、注文時に代金の支払いが必要であっても、キャンセルによる返品を行い、商品代金の返金を受ける事もできます。一般社会の常識からすると、商品の代金の受領を証明する物は「領収書」だけです。たとえばこれが「納品書兼領収書」と記載されているのなら問題は無いと思いますが、ただの「納品書」は商品代金の授受を証明した物ではないので、これで公金が支出されているのは問題があると思われます。尚、これは26年度のみならず他年度でも散見されます。

- ②、同じく10周年記念行事で9月30日と10月4日に雑貨と100円商品を購入されていますが、その商品の内容は領収書に記載されていません。また、それを職員が確認した記載も無いようです。この状況で職員の方はこの購入商品が、学校の行事に必要なものであると判断できたのでしょうか？

100円ショップの中には、携帯灰皿などの学校生活や生徒とは関係の無い商品も売られています。よって購入された商品の内容が分からなければ、補助金の対象であるかの判断ができないと思われます。

- ③、同じく10周年記念行事で10月中旬から下旬にかけて、行事内の抽選会の賞品として大量の雑貨や商品券、そして図書カードが購入(約47,500円分)されているようです。

前年度にも指摘しましたが、スターバックスカード・図書カード・商品券などは金券ショップで容易に換金できます。また、抽選会の賞品として購入された物が実際にそれらが当選者へ渡されたという事を県の職員は確認しているのでしょうか？ そうでなければ特定の人物が着服し、換金してしまう可能性も否定できません。このような賞品としての物品購入は、補助金の対象外とすべきです。

④、同じく 10 周年記念行事で 10 月 20 日にサッポロエビスビール 350ml (6 缶)が 3 パック購入されていますが、学校行事になぜビールが必要なのでしょうか？ これを補助金の対象とした県の職員の見識と共に、本当に精査されているのかを疑いたくなります。尚、朝鮮学園におけるビールの購入は他年度でも散見されます。

⑤、同じく 10 周年記念行事で 9 月中旬から 11 月中旬にかけて大量の切手が購入(12,740 円)されていますが、切手類も換金が容易な物の一つです。朝鮮学園は 9 月 18 日に後納郵便を利用しています。また、他年度でも度々後納郵便を使用しています。それなのに何故そちらを使わないのでしょうか？

また更に 10 周年記念行事が終了して約三週間後に 82 円切手を 88 枚も購入していますが、これは何に使われたのでしょうか？ 記念行事への参加の礼状にしては時期的に遅すぎるようですが。

⑥、同じく 10 周年記念行事で 10 月 22 日に荷物の運搬の為に軽油が 37.6L も購入されています。記念行事はその四日後の 10 月 26 日ですので、事前に給油している事と成ります。この場合は、軽油の不正受給の可能性が高くなると思われそうですが、チェックをすべき県の職員どういう確認をして、これを補助金の対象とされたのでしょうか？ 少なくとも下記のチェックは必要だと思われそうです。

1、どのような車を使用したのか？(車種とレンタルか自家用か？)

2、どのような荷物を運搬したのか？(記念行事の何に使う物なのか？)

3、荷物をどこまで運搬したのか？(片道か？返却のために往復か？)

4、購入した軽油はすべて運搬に使用されたのか？(余った分を私的に使用していないか？)

因みに、トラックの一般的な実燃費は、1~2 t 車の積載時は 7 km/1 程度、4 t 車で 5 km/1 程度といわれています。これをこの 37.6L に当てはめると 1~2 t 車で 263.2 km、4 t 車で 188 km と成ります。

これほどの距離をどこまで何を運んだのでしょうか？ また、2 台を使用したとしても一台が 130 km ~94 km の動向距離と成り、トラック 2 台で運ぶほどの荷物とは何だったのでしょうか？

⑦、同じく 10 周年記念行事で 10 月 31 日にトラベルハートという業者から初級学生用に「JR の団体券」を購入しています。これは何に使われたものなのでしょうか？

また、このように事前に団体券を購入し、領収書を提出できるのに、なぜこれ以外の旅費には領収書が取得されていないのでしょうか？

### (3)、【旅費以外の問題点】(北九州初級学校)

①、北九州アリラン夏祭りで 8 月 20 日にタオル 200 枚(36,270 円)に対して補助金が支出されていますが、このタオルは記念タオルとして朝鮮学園内のみに配布される物ではないのでしょうか？ もしそうならばこれは交流とは何ら関係ないので補助金の対象外とすべきです。

②、同じく北九州アリラン夏祭りで 6 月 30 日にアリラン夏祭りのチラシ 6000 部、7 月 5 日にポスター 100 部が購入されていますが、これらのチラシやポスターは、すべて配布また街頭に貼付されたのでしょうか？

もし、それらの一部または大部分が残されていた場合には、その分については不正な請求・支出と成ると思われそうですが、県の職員の方はどのようにしてこのチラシとポスターがすべて配布及び貼付された事を確認されたのでしょうか？

このようなチラシやポスターは、日用品や事務用品とは違い、期間的な制約が有るためにすべてが消費されない内に使用できなくなる場合があります。また、その使用状況も県の職員が現実的に検証できる分けも無いと思われそうですので、このような期間的な制約がある物については補助金の対象外とすべきです。



③、同じく北九州アリラン夏祭りで花火代金 200,000 円と許可申請代 7,900 円の合計 207,900 円が申請され、補助金が 103,950 円が支出されています。これは 26 年度の補助金全体の約 10% に相当します。

この打ち上げ花火については、北九州のみならず福岡の朝鮮初級学校でも申請されて補助金が毎年度支出されています。この両校による打ち上げ花火に要した補助金は 20 万円を超えています。

こういうイベントへの補助は学校に対する補助金(予算)からではなく、「町づくり」に関する予算から支出されるべきだと思われます。

④、同じく北九州アリラン夏祭りの費用として 7 月 31 日に品代(お菓子代)として 8,214 円(補助金は 4,107 円)が支出されているようですが、これは何に対するお菓子代なのでしょうか？

アリラン夏祭りは 8 月 23 日が実施日と成っております。

⑤、学芸会の 100 円商品についての商品内容の記載が無く、これでは補助金が一体何に支出されたのか分かりません。これでは後々に監査等が有った際に県の職員は監査員に、どう説明をするつもりなのでしょうか？ 他年度にもこのような内容不備の領収書が多くあります。県としてはこれで良いのでしょうか？

#### (4)、【旅費以外の問題点】(福岡初級学校)

①、ふれあい納涼祭において花火代と許可申請料を含めて 207,900 円(補助金は 103,950 円)円が支出されています。これは先述したように北九州アリラン夏祭りにも支出されており、その補助金の総額は 207,900 円に及びます。これは補助金全体の約 22% で 2 割を超えています。

福岡県民が学校に対する補助金で花火の打ち上げを行う事を、学校・生徒の交流と認めるとは考えられません。学校・生徒の交流ならば「記憶・記録に残り、費用が掛からない」他の方法がいくらでもあると思えます。県は何故、このような高額でそれほど学校・生徒の交流に効果が無いと思えるイベントに高額な補助の支出を続けているのでしょうか？

②、同じくふれあい納涼祭において 9 月 1 日に旅費としてレギュラーガソリン 3.07L が購入されていますが、これは何に使われたのでしょうか？

③、同じくふれあい納涼祭において 8 月 30 日に歌舞伎団公演費で 30,000 円、出演料として 10,000 円が支出されていますが、公演費や出演料等には事務用品や日用品のように一般的に基準が無く、「言い値」がその金額と成りやすい為に不正な請求の恐れも出てきます。よってこれらの支出に関しては補助金の対象外とする方が無難だと思われます。